

琉球の「速達郵便」について

1946年6月郵便法及び郵便規則の実施により沖縄民政府での「速達郵便」が開始された。配達区域は配達局より8キロメートル以内とする旨の文章があり、又「速達郵便」が到着すると特使をもって配達するという人出がかかる内容になっており、速達切手を発行するも一般には活用されなかったというのが現状であった。米軍の軍用トラック等を使用しての一般郵便物や島々への船による等の地理的に難しいと当局は1953年12月の制度改正により「速達郵便」を廃止した。

今回のエンタィアは速達料金10円時代の速達切手ペアーで使用した「速達郵便」で奄美大島の「花徳局」の消印で名瀬の群島政府宛で到着印はない。速達切手の適正使用例はこのエンタィアと速達料金5円時代1通が確認されているのみである。

秋吉 誠二郎

